

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

平成29年6月26日
規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、泉大津市内での法人業務についてはこれを支給しない。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会旅費規定に基づき、旅費を支払うことができる。この場合は、前項の費用弁償は行わない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、議決の日から施行し平成29年4月1日から適用する。

別表1 役員等の費用弁償額

| | |
|-------|-----------|
| 費用弁償額 | 日額 2,000円 |
|-------|-----------|